

学校防災活動マニュアル

【資料編】

R5.5 (分冊版)

平成27年10月の「学校防災活動マニュアル」改訂時から、各種様式や資料等を本編とは切り離し、資料編として分冊として整理しています。

各学校で作成している「学校防災活動マニュアル」を補完する資料として活用ください。

今後も、必要に応じて、随時更新・追加・見直しを行い、情報提供していきます。

なお、組織改編等で課名等が変更した場合の情報は、資料編の情報として反映します。

教育局総務室

令和5年5月

目次

【様式等】

- ・被害状況等報告書（様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・財産損害発生・事故発生速報（様式）・・・・・・・・・・ 2
- ・大規模地震による避難・誘導等状況報告書（様式）・・・・ 3
- ・臨時休業実施報告書（様式）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・児童生徒等の引渡しカード（例：横浜氷取沢高校の「生徒緊急避難票」）・・・・ 6
- ・被害状況等記録用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

【通知・取扱等】

- ・災害時の県立高校等の活用について（通知）・・・・・・・・ 9
- ・神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則・運用（臨時休業関係）・・・・ 10
- ・県立特別支援学校の対応について（事務連絡）・・・・・・ 12
- ・（例）（市町村教委あて）公立学校の措置状況について（事務連絡）・・・・ 13
- ・地域と連携した防災訓練の実施について（事務連絡）・・・・ 14
- ・災害時の連絡方法（災害用伝言ダイヤル等）・・・・・・・・ 15
- ・災害時緊急連絡システム（Yahoo!安否確認）操作マニュアル・・・・・・ 28
- ・災害用公用携帯電話（Yahoo!安否確認）による臨時休業等調査方法・・・・ 40
- ・県災害対策本部教育部の組織及び分担業務（令和5年4月）・・・・・・ 42
- ・勤務時間外・休日発災時における職員配備基準・・・・・・・・ 43
- ・避難所マニュアル策定指針等について・・・・・・・・・・・・ 44

【津波関係】

- ・津波警報・注意報、津波情報、津波予報について・・・・・・・・ 47

【大規模地震関係】

- ・南海トラフ地震について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- ・通学路等のブロック塀の確認について・・・・・・・・・・・・ 54

【風水害関係】

- ・「防災気象情報」を活用した大雨や台風への備えを・・・・・・・・・・ 55
- ・雨の強さと降り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- ・土砂災害に関する情報について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- ・特別警報について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- ・雷に関する情報について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

【火山災害関係】

- ・噴火警戒レベル（警戒が必要な範囲、とるべき防災対応）について・・・・・・・・ 69
- ・富士山の噴火警戒レベル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- ・箱根山の噴火警戒レベル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- ・降灰予報について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- ・主な火山被害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

【その他】

- ・弾道ミサイル発射に係る対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
- ・参考となるホームページ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

【様式等】

(様式)

被害状況等報告書

		年 月 日	午前 午後	時現在	学校番号	
学校名		(課程:)			報告者 職氏名	
死亡者数	教職員	教員 名、事務職員 名、技能職員 名、合計 名				
	児童生徒等	名				
負傷者数	教職員	教員 名、事務職員 名、技能職員 名、合計 名				
	児童生徒等	名				
施設等の状況	・被害なし ・軽微な被害 ・改修が必要な被害 ・改築が必要な被害 (施設被害状況記入欄) [現在の児童生徒等集合場所]					
参集状況	自校	名 (教員 名、事務職員 名、技能職員 名)				
	他校	名 (教員 名、事務職員 名、技能職員 名)				
休校等の状況	・普通授業 ・休校 ・その他() (休校等の状況記入欄) ・授業再開の予定年月日 月 日					
避難所開設	避難者数 名					
	供与施設	・体育施設 ・武道場 ・普通教室(教室) ・特別教室() ・その他()				
備考						

(別紙様式)

財産損害発生・事故発生速報

教育施設課長 殿

令和 年 月 日()報告

受信者 印

教育機関の名称		施設名				受信日時		
						令和 年 月 日()		
		電話 連絡者				午前・午後 時 分 受信		
課長	副課長	GL	課員 (財産管理グループ)	GL	課員 (技術グループ)			
災害の種類	地震 台風 強風 大雨 落雷 火災 破壊 侵入 設備事故 その他()							
発生日時等	令和 年 月 日()	午前・午後 時 分	ころ	発生・発見	発見者()			
	令和 年 月 日()	午前・午後 時 分	ころ					
発生場所 (図参照)								
発生の原因								
損害状況 (被害状況)	隣隣住民、民家等対人、対物損害の有無							
	有 ・ 無			有の場合 その状況	別紙のとおり (任意の様式)			
推定損害額 (見積状況)								
事後措置 (復旧措置) (安全対策)								
関係機関 への 連絡	警察 消防	令和 年 月 日 警察署へ届出 (消防署)						
	他課	課 月 日 連絡済み						
	その他 機関	機関名 _____ 月 日 連絡						

※ 図面、写真を添付してください。

(様式)

大規模地震による避難・誘導等状況報告書

			学校番号		
学校名	(課程:)		報告者 職氏名		
報告日時	令和 年 月 日	午前 午後	時 分	第 回報告	
対策本部設置状況	設置済 ・ 未設置				
児童生徒等 の状況 *その他は、欠席等 で学校の管理下にな い児童等の数	学年	在籍	保護	下校	その他
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	合計				
保護した児童生徒等の状況(具体的理由等)					
学校と地域・住民等の状況(避難所対応等)					

令和 年 月 日
第 号

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県立 高等学校長

臨時休業実施報告書

次のとおり臨時休業を行ったので報告します。

臨時休業を行った期日	月 日()
臨時休業を行った理由	
臨時休業を行ったことに伴う措置	
参 考 事 項	

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県立 学校長


臨時休業実施報告書

次のとおり臨時休業を行ったので報告します。

臨時休業を行った期日	月 日から 月 日まで 日 (授業日 日を除く。)
臨時休業を行った理由	
臨時休業を行ったことに伴う措置	
参考事項	

児童生徒等の引渡しカード

例 生徒緊急避難票(横浜氷取沢高校)

出身中学	立			中学校	性別	男	女	← ○をつける
1年	組	番	担任	生年月日	平成	年	月	日
2年	組	番	担任					
3年	組	番	担任		自宅電話番号	()	-	
ふりがな				ふりがな				
氏名				保護者氏名				
緊急連絡先①	()	-	()	続柄	自宅最寄り駅	線	駅	
緊急連絡先②	()	-	()	続柄	最寄りのバス停			
通学方法	徒歩・自転車・バス・京急・JR・地下鉄・その他()					通学時間	全て徒歩の場合	
該当するもの 全てに○						時間	分	時間
氷取沢高校の電子掲示板を携帯電話などで見ることができるか				(できる・できない)	← ○をつける			
備考	QRコード → (右のコードを携帯電話で読み取ってください)							
氷取沢高校の一斉配信メールを登録するか。				(する・できない)	← ○をつける			
氷取沢高校「まちcomiメール」登録用アドレス				****@machicomi.jp	← 空メールを携帯から送ってください			
緊急時、学校から自宅又は避難場所までの移動方法で該当する数字に○を付けてください。								
県内で震度5強以上の地震を観測した場合などは、自宅へ帰宅せず、地域の指定避難場所へ移動することが定められています。								
1	自力で(徒歩、自転車)移動する			・前提として、帰宅可能か等安全が確認されるまでは、本校もしくは地区指定の避難場所(旧氷取沢小学校)で保護しています。				
2	保護者が学校で引き取りに来て移動する							
3	移動せずに氷取沢高校で保護							
4	その他(具体的に:							
緊急時、家族と落ち合う場所の数字に○を付けてください。								
1	自宅							
2	自宅付近の指定避難場所							
3	保護者の職場							
4	その他(具体的に:							
自宅付近の指定避難場所の名前を記入してください。 ※各ご家庭でパソコン・携帯等で確認してください								
いつか一時避難場所	(自治会が指定した一時的な避難場所。グラウンド、公園など。時間を経て広域避難場所へ移動する。)							
広域避難場所	(災害時に火災等におかされることなく、安全が確保できる一時的な避難場所)(備蓄なし)							
震災時避難場所	(地域住民を収容する防災拠点となる広場と建物を備えた施設。避難生活に対応。)(備蓄あり)							

提出用 月 日()までに、担任まで提出してください。

被害状況等記録用紙

【児童生徒・教職員等】

1 児童生徒の安否状況

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
全児童生徒数							名
被害なし							名
軽傷							名
重傷							名
負傷程度不明							名
死亡							名
所在不明							名

2 教職員の状況

在籍数	被害なし	負傷者			死亡	所在不明
		重傷	軽傷	負傷の程度不明		

(参考) 夜間・休日の参集状況

全教職員数				名
参集した教職員数				名
自宅待機中の教職員数				名
連絡が取れない教職員数				名

3 児童生徒の保護者への引渡し・保護の状況

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
在校生徒数							名
保護者引渡済及び下校							名
学校で保護							名
その他							名

4 市町村の動員職員や地域（自主防災組織）の代表者の到着

	所属	氏名	備考
1			
2			
3			
4			

【施設】

1 火災の有無

給食室・給湯室・家庭科室・理科室・その他・学校近隣の出火状況
状況→

2 校舎・体育館等の被害状況

①建物躯体（基礎・柱・壁・床・天井）
状況→
②建物取付具（扉・窓・電球・ガラス等）
状況→
③備品（戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等）
状況→

3 工作物の被害状況

ブロック塀・樹木・防球ネット・門扉・掲揚ポール・境界フェンス 等
状況→

4 ライフライン等の被害状況

<input type="checkbox"/> 電 気	状況→				
<input type="checkbox"/> ガ ス	状況→				
<input type="checkbox"/> 上水道	状況→				
<input type="checkbox"/> 下水道	状況→				
<input type="checkbox"/> 電 話	状況→				

5 施設の使用の可否

- ①体育館（ 使用 可 ・ 否 ） 、 ②事務室（ 使用 可 ・ 否 ）
③校長室（ 使用 可 ・ 否 ） 、 ④職員室（ 使用 可 ・ 否 ）
⑤保健室（ 使用 可 ・ 否 ） 、 ⑥技能員室（ 使用 可 ・ 否 ）
⑦便所（ ）（ 使用 可 ・ 否 ）
⑧便所（ ）（ 使用 可 ・ 否 ）
⑨その他（ ）（ 使用 可 ・ 否 ）
⑩その他（ ）（ 使用 可 ・ 否 ）

6 立入禁止区域

--

【通知・取扱等】

平成17年7月11日

各財産管理者 殿

教 育 局 長

災害時の県立高校等の活用について（通知）

このことについて、別添のとおり平成17年5月6日付け災消第107号により安全防災局災害消防課長から通知がありました。

現在、県立教育機関の多くが当該自治体から「広域避難場所」や「避難所」の指定を受けていますが、具体的な対応については、施設の使用方法等が不明確で、協定書等を締結していない自治体も多くあります。

については、各自治体から災害時の施設利用について申出がなされた場合、別紙の案文を参考に、当該自治体と協定書等を締結されるようお願いいたします。

また、施設ごとに管理運営上の課題もあることから、「協定細則」については、必要項目を検討のうえ締結されるよう重ねてお願いいたします。

なお、協定書等の締結については、本職から各自治体の防災担当部署にも依頼する予定です。協定書等締結のうえはその写しを送付いただきますよう併せてお願いいたします。

問い合わせ先
教育財務課財産管理班
成海 米倉 県庁内線8118

【臨時休業】

「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」

(臨時休業)

第11条 校長は、次の各号の1に該当する場合は、臨時に授業を行なわないことができる。

- (1) 非常変災その他急迫の事情がある場合
 - (2) 教育の実施上特に必要と認め、あらかじめ教育長の承認を受けた場合
- 2 前項第1号の理由により授業を行なわないときは、直ちにその事情を教育長に連絡するとともに、文書をもつて報告しなければならない。

「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則の運用について」

9 臨時休業（第11条）

- (1) 臨時休業は、授業時数の確保及び計画された教育活動の推進等学校における教育指導上の観点から極めて慎重な取扱いを要するものであり、本条各号に該当する場合に限り行うべきものであること。
- (2) 「非常変災その他急迫の事情がある場合」とは、例えば、台風、地震、洪水、高潮、火災等の災害又は事変等学校の正常な教育活動を営むことが不可能である場合、又はそのおそれが十分にある場合をいうものであること。
- (3) 校長は、前記(2)の場合においては、臨時休業実施報告書（第7号様式）により直ちに教育長に報告するものであること。
- (4) 「教育の実施上特に必要と認め」る場合とは、例えば、県立高等学校入学者選抜のための学力検査の実施当日のように、事実上学校において生徒に授業を行うことが適当でない場合、又は不可能な場合をいうものである。なお、この運用に当たっては、前記8と同様に学校全体、課程全体、学年全体及び学科全体を単位とすることも可能であること。
- (5) 校長は、前記(4)の場合においては、臨時休業実施承認申請書（第8号様式）により臨時休業の日の10日前までに教育長に申請しなければならないものであること
- (6) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定に基づく臨時休業を行うことが必要な場合は、第2項の規定を準用するものであること。

(参考) 高校教育課聞き取り様式

非 常 災 害	への対応について
(大雨・台風__号・大雪)	
(交通障害・())	

受信日時	令和	年	月	日	時	分
	第 1 報 ・ 第 2 報 ・ 第 __ 報					
学校名(課程)	(全・定・通)	連絡者	校長・副校長・教頭 その他()			

対 応 の 具 体 的 内 容

対 応 ※ 該当に○印	措置の詳細(該当する欄に適宜記入)
臨時休業	(事後に第7号様式(臨時休業実施報告書)を提出(メール可)するよう依頼してください)
自宅待機	(:)まで自宅待機 但し、上記時刻で { 警報継続 } ならば (:)まで自宅待機 (最終的に、繰り下げて始業したか、臨時休業としたかを連絡するよう依頼。)
始業繰下げ	(:)に生徒登校(始業) (課業短縮(始業繰下げ)の報告は電話のみで、文書提出は不要。)
終業繰上げ	(:)までに生徒下校 (課業短縮(終業繰上げ)の報告は電話のみで、文書提出は不要。)

受信者	
-----	--

県立特別支援学校
担当者 殿

特別支援教育課教育指導グループ担当

台風〇〇号に関する県立特別支援学校の対応について (依頼)

気象庁の発表によると、強い台風〇〇号が日本列島に接近しており、台風の進路によっては、県内にも影響が予想されます。

今後、各気象警報等が発令されることが予想されますので、今一度、連絡体制の確認や児童・生徒の安全等の確保に万全を尽くされますようお願いいたします。

また、台風の影響による、各学校の措置状況を把握したいので、〇日(〇)午前7時時点の措置状況を同日午前8時40分までにメールまたはFAXにて御報告ください。鑑は不要です。

なお、その後措置状況に変更があった場合、あるいは被害状況がある場合は、その都度御報告ください。

特別支援教育課 教育指導グループ 〇〇 宛

【FAX (045) 210-8923】

【電話 (045) 210-8276】

【メール 〇〇〇〇@pref.kanagawa.jp】

学校名	
記入者名	

午前7時現在	措置状況の変更 被害状況の報告
--------	--------------------

① 日の措置(予定を含む)状況 (休校、繰下時間等)	② 備考(その他・被害状況等)

※ 措置状況については、予定と決定の別、繰上げや繰下げ、放課後の扱い等がわかるように記入をお願いします。

※ 台風等による各学校の措置状況の把握については、毎回行わず、大型の場合や全県的に警報が出されることが予想される場合についてのみ、行っています。

(例)

事務連絡
令和〇年〇月〇日

各市教育委員会指導事務主管課 御中
(各教育事務所指導課)

神奈川県教育委員会教育局支援部
子ども教育支援課気象担当

積雪に関する公立学校の措置状況について

本日未明の〇〇により、〇〇に注意が必要な状況です。

については、貴所管公立学校（貴管内公立学校）の措置状況について、別添のExcelファイルに御記入の上、電子メールにて御報告ください。

【 送付アドレス 〇〇〇〇@pref.kanagawa.jp 】

[内容]

- ① 〇月〇日始業時間への対応 休校又は繰り下げ時間等及び校数
- ② 〇月〇日終業時間への対応 繰り上げ時間等及び校数
- ※ なお、中学校の場合は、部活動等の扱いを含めてください。
- ※ その他、学区等での被害等がありましたら、備考欄に御記入ください。

[報告]

①については、〇日 8時30分現在の状況を、〇日 10時までに

②については、〇日 13時現在の状況を、〇日 15時までに

御報告ください。

なお、御報告後に変更がありましたら、随時御連絡ください。

※ 別添のExcelファイルには、『登校時用』『下校時用』の2つのシートがあります。

問い合わせ先
教育指導グループ 〇〇
電話 (045)210-8217 (直)

平成26年1月9日

各県立学校長 殿

情報防災課長

地域と連携した防災訓練の実施について（依頼）

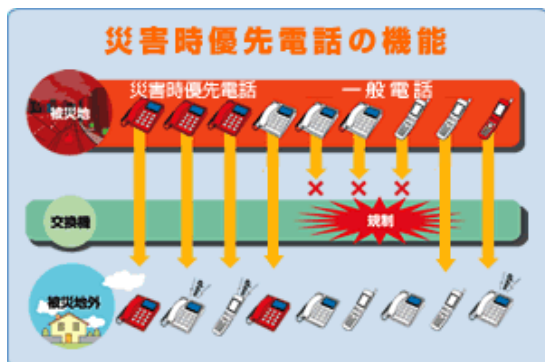
災害発生時には、避難所に未指定の学校においても、地域住民が学校に避難することが考えられるとともに、児童生徒が地域住民に助けられるといった場面も想定されることから、災害時に学校と地域が円滑かつ速やかに連携をとることが出来る関係づくりに向け、自治会や市町村等と県立学校が連携した防災訓練の実施を依頼してきたところです。

ついては、今年度未実施の学校においては、年度末までに確実に実施していただきますとともに、来年度以降につきましても、引き続き内容の充実を図りつつ全校で継続して実施していただくようよろしくお願いいたします。

問い合わせ先
防災・広報グループ
菅沼・深見
電話 045-210-8078

I 災害時の連絡方法

1 災害時優先電話



災害等が発生した場合、被災地等への通話が集中することから、重要な通話を確保するためNTTが通話を制限する場合があるが、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については、優先的に取り扱われる。



災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じ。

災害時優先電話から発信しても、相手が話中の場合は一般の電話と同じく接続はできない。

災害に備え、事前に“災害時優先電話”回線を利用している電話機にシール等の目印を貼ること。

2 災害用伝言ダイヤル（電話が通じないときに！）

（出典：<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/> 【NTT東日本HP】）

家族の安否確認は、NTT災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話災害用伝言板サービスを利用してください。

（参考）災害用伝言ダイヤル体験利用提供日

- ・ 毎月1日、15日 00:00～24:00
- ・ 正月三が日（1月1日00:00～1月3日24:00）
- ・ 防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・ 防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

（1）災害用伝言ダイヤル「171」の使い方の例

a. 被災者の状況を学校が把握する場合

- ①被災者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、家族の安否情報や被災状況をメッセージに録音しておく。
- ②学校職員など関係者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握する。

b. 学校の状況を被災者が把握する場合

- ①学校は、学校の電話番号をダイヤルし、学校の被災状況等をメッセージに録音しておく。
- ②保護者など関係者は、学校の電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握する。

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操 作 手 順		伝言の録音		伝言の再生			
①	171をダイヤル	1 7 1					
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。					
		(暗証番号なし)		(暗証番号あり)			
		1	3	2	4		
		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。			
		XXXX		XXXX			
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地域の方のご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい					
0 XX XXX XXXX							
伝言ダイヤルセンターに接続します。							
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX (暗証番号XXXX) の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。			
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合		
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)		1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)		
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら電話をおきり下さい。		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押して下さい。		[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。	
		伝言の録音		伝言の再生			
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)		録音終了後 9		[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	
		[ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押して下さい。		[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音されるときは数字の3を押して下さい。			
		録音した伝言内容を確認する。		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)			
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] 電話をお切り下さい。					
⑤	終了	自動で終話します。					

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)

3 災害用伝言版 (web171)

大規模災害等発生時に、パソコン、携帯電話、スマートフォンなどからインターネットを経由して災害用伝言板 (web171) にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報 (テキスト) を登録できます。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国 (海外含む) から確認し、追加の伝言を登録することが可能です。登録したメッセージを通知することもできます。また、災害用伝言ダイヤル(171)に登録されたメッセージを確認することができます。

(1) 災害用伝言版の使い方

○ 伝言の登録

1 TOP画面

<https://www.web171.jp/>へアクセス。

伝言を登録する伝言板を表示できます。

伝言を登録したい電話番号を入力して、「登録」をクリックしてください。

災害用伝言板(web171) English 한국어 中文 NTT東日本 NTT西日本

TOP画面

伝言の登録や確認ができます。

電話番号

お知らせ

[伝言板の登録・更新・削除](#) 事前に登録すると「メール」や「電話」で伝言をおとどけできます。

当社は、本サービスをサイト利用規約に従い提供します。[サイト利用規約はこちら](#)
※本サービスの利用者は、本サービスの利用にあたってサイト利用規約が適用されることに同意したものとみなします。

[利用方法はこちら](#)

[「Jangpi 安否情報まとめて検索」はこちら](#)
※NTTレゾナント社が提供するサイトに移動します。企業・団体等から寄せられた、災害用伝言板以外の安否情報も検索できます。

Copyright (C) 2012 NTT EAST / NTT WEST Inc. All Rights Reserved.

電話番号

電話番号を数字のみ、「-」なしで入力してください。

※国際電話番号等、入力できない番号があります。

2 伝言登録画面

伝言を登録できます。

お名前（ひらがな）、安否、伝言を入力して、「登録」をクリックしてください。
登録した伝言は画面下部に反映されます。

災害用伝言板(web171)

[TOP画面](#) > 伝言登録画面

●●●● (でんでんたろう)の伝言板です。2件の伝言があります。

伝言を書き込みたい場合、以下に記入後、「登録」ボタンを押してください。

お名前(ひらがな)

安否: 無事です 被害があります 自宅にいます 避難所にいます

伝言
最大100文字

登録されている通知先(メール、電話)に本伝言内容を知照する

[最初のページへ戻る](#)

2. でんでんたろう (07月01日 13:30 登録)

安否:無事です。被害があります。自宅にいます。避難所にいます。
伝言:でんでんたろうは無事です。

お名前(ひらがな)

伝言を登録する方の名前をひらがなで入力してください。

安否

あなたの安否の状態を選択してください。複数選択できます。

伝言

最大 100 文字まで入力できます。

※安否、伝言のどちらかは必ず入力してください。

※新しく登録した伝言は、上から順に表示されます。

※ 伝言板が複数表示される場合

登録、または確認する電話番号に対して、複数の伝言板がある場合には、伝言板が複数個表示されます。
登録したい伝言板の「登録する」をクリックしてください。

災害用伝言板(web171)

[TOP画面](#) > 登録用伝言板選択画面

電話番号 ●●●●

あなたの伝言を登録したい伝言板の「登録する」ボタンを押してください。

規定の伝言板 (0件の伝言)

でんでんたろう (0件の伝言)

Copyright (C) 2012 NTT EAST / NTT WEST Inc. All Rights Reserved.

○ 伝言の確認

1 TOP画面

伝言を確認する伝言板を表示できます。

伝言を確認したい電話番号を入力して、「確認」をクリックしてください。



災害用伝言板 (web171)

English 한국어 中文

NTT東日本 NTT西日本

TOP画面

伝言の登録や確認ができます。

電話番号

お知らせ

[伝言板の登録・更新・削除](#) 事前に登録すると「メール」や「電話」で伝言をおとどけできます。

当社は、本サービスをサイト利用規約に従い提供します。[サイト利用規約はこちら](#)
※本サービスの利用者は、本サービスの利用にあたってサイト利用規約が適用されることに同意したものとみなします。

[利用方法はこちら](#)

[「J-angp 安否情報まとめて検索」はこちら](#)
※NTTレゾナント社が提供するサイトに移動します。企業・団体等から寄せられた、災害用伝言板以外の安否情報も検索できます。

Copyright (C) 2012 NTT EAST / NTT WEST Inc. All Rights Reserved.

電話番号

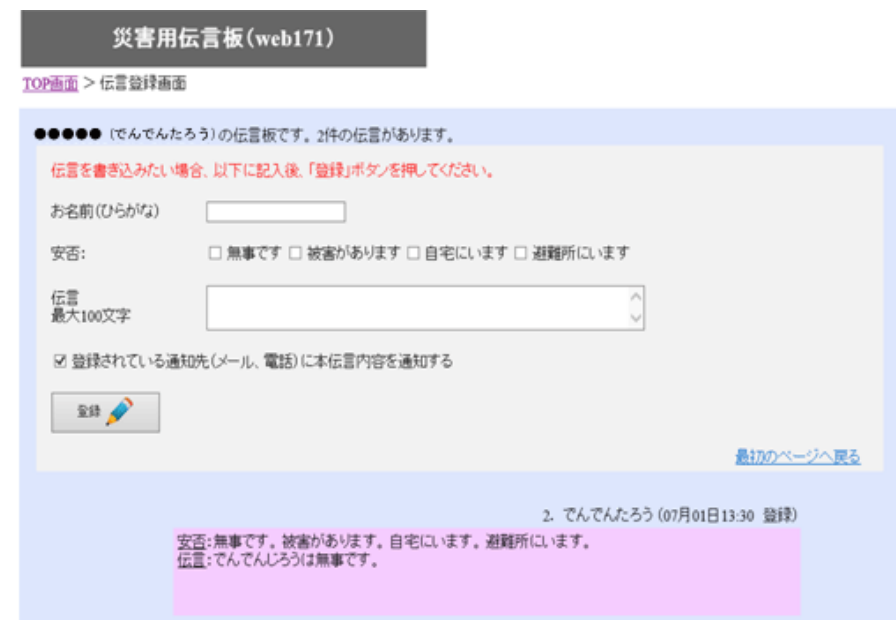
電話番号を数字のみ、「-」なしで入力してください。

※国際電話番号等、入力できない番号があります。

2 伝言確認画面

伝言の内容を確認します。

なお、確認後にあなたの伝言を登録することもできます



災害用伝言板 (web171)

TOP画面 > 伝言登録画面

●●●● (でんでんたろう)の伝言板です。2件の伝言があります。

伝言を書き込みたい場合、以下に記入後、「登録」ボタンを押してください。

お名前(ひらがな)

安否: 無事です 被害があります 自宅にいます 避難所にいます

伝言
最大100文字

登録されている通知先(メール、電話)に本伝言内容を通知する

[最初のページへ戻る](#)

2. でんでんたろう (07月01日 13:30 登録)

安否:無事です。被害がありません。自宅にいます。避難所にいます。
伝言:でんでんたろうは無事です。

※ 伝言板に伝言がない場合

新たに伝言の登録があった際に通知をメールで受け取ることができます。
あなたのメールアドレスを入力して、「通知を希望する」をクリックしてください

The screenshot shows the 'Disaster Message Board (web171)' interface. At the top, there are language selection buttons for English, Korean, and Chinese, and logos for NTT East Japan and NTT West Japan. Below the header, the breadcrumb trail reads 'TOP画面 > 伝言検索結果画面(通知希望設定)'. The main content area has a light blue background and contains the following elements:

- A message: '伝言の登録や確認ができます。' (You can register or check messages.)
- A phone number input field with five dots, a '登録' (Register) button with a pencil icon, and a '確認' (Check) button with a magnifying glass icon.
- A red-bordered box containing the text: '登録情報はありませんでした。' (No registration information was found.) followed by a paragraph explaining that users can register with their home or mobile phone numbers and can request email notifications by entering their email address and clicking '通知を希望する' (I want to receive notifications). A note mentions that notification delivery may be delayed during disasters.
- Below this, there are fields for '伝言を確認したい方の電話番号' (Phone number of the person you want to check the message from) and 'あなたのメールアドレス' (Your email address), followed by a '通知を希望する' button highlighted with a red border.
- A link: '最初のページへ戻る' (Return to the first page).
- Copyright notice: 'Copyright (C) 2012 NTT EAST / NTT WEST Inc. All Rights Reserved.'

※通信の状態によって、メールが遅れたり、送付できない場合があります。

※ 携帯各社の伝言板に登録された伝言の確認方法

携帯電話番号を入力し、携帯各社の伝言板に伝言がある場合
携帯各社の伝言板に登録されている伝言を確認できます。
携帯各社の伝言板を参照してください。

The screenshot shows the 'Disaster Message Board (web171)' interface. At the top, there are language selection buttons for English, Korean, and Chinese, and logos for NTT East Japan and NTT West Japan. Below the header, the breadcrumb trail reads 'TOP画面 > 伝言検索結果画面(伝言板一覧画面)'. The main content area has a light blue background and contains the following elements:

- A message: '伝言の登録や確認ができます。' (You can register or check messages.)
- A phone number input field with five dots, a '登録' (Register) button with a pencil icon, and a '確認' (Check) button with a magnifying glass icon.
- A section titled '他社の伝言板に登録された伝言' (Messages registered on other carriers' message boards). Below this, it says 'NTTドコモ 災害用伝言板' (NTT Docomo Disaster Message Board) and '※NTTドコモ社が提供するサイトに移動します。' (Move to the site provided by NTT Docomo). A '確認する' (Check) button is highlighted with a red border.
- A paragraph of terms and conditions: '当社は、本サービスをサイト利用規約に従い提供します。' (We provide this service according to the site terms of use.) followed by a link 'サイト利用規約はこちら' (Click here for site terms of use). Below that, it says '※本サービスの利用者は、本サービスの利用にあたってサイト利用規約が適用されることに同意したものとみなします。' (Users of this service are deemed to have agreed that the site terms of use will apply to their use of the service.)
- A link: '利用方法はこちら' (Click here for usage instructions).
- A link: '最初のページへ戻る' (Return to the first page).
- Copyright notice: 'Copyright (C) 2012 NTT EAST / NTT WEST Inc. All Rights Reserved.'

※携帯各社の伝言板では、携帯各社の利用規約が適用されます。

II 携帯電話災害伝言板サービス (出典：各電話会社HP)

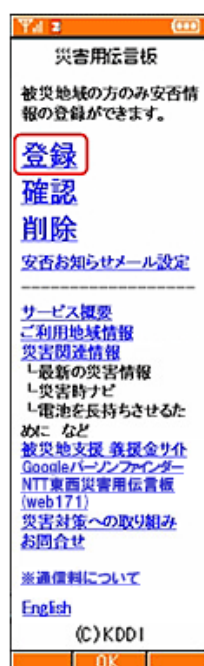
1 au by KDDI

auケータイでの利用方法

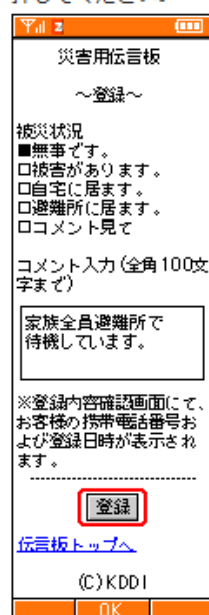
auポータルのトップメニューに表示される [災害用伝言板] を選択

(1) 安否情報の登録方法

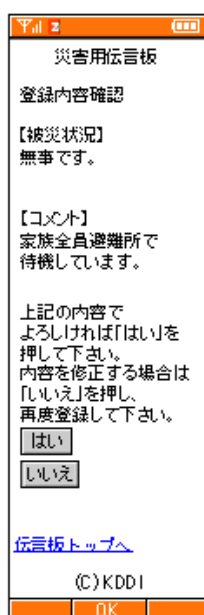
(1) 「登録」を選択してください。



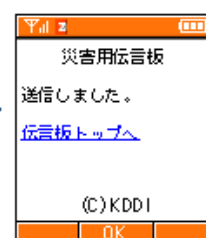
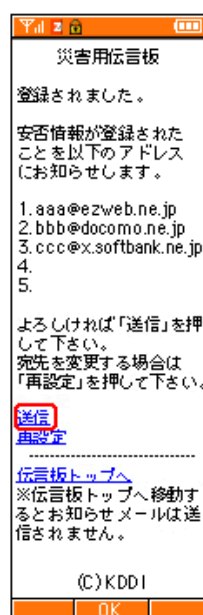
(2) 被災状況について5つのコメントの中から選択していただき、任意で100文字以内のコメントを入れて [登録] ボタンを押してください。



(3) 登録内容を確認の上、「はい」を選択してください。



(4) 「送信」を選択すると、設定されたアドレスに安否情報をお知らせします。



(2) 安否情報の確認方法

(1) [確認]を選択していただきます。

(2) 安否情報を確認したい方の携帯電話番号を入力していただき、[検索]を選択していただきます。

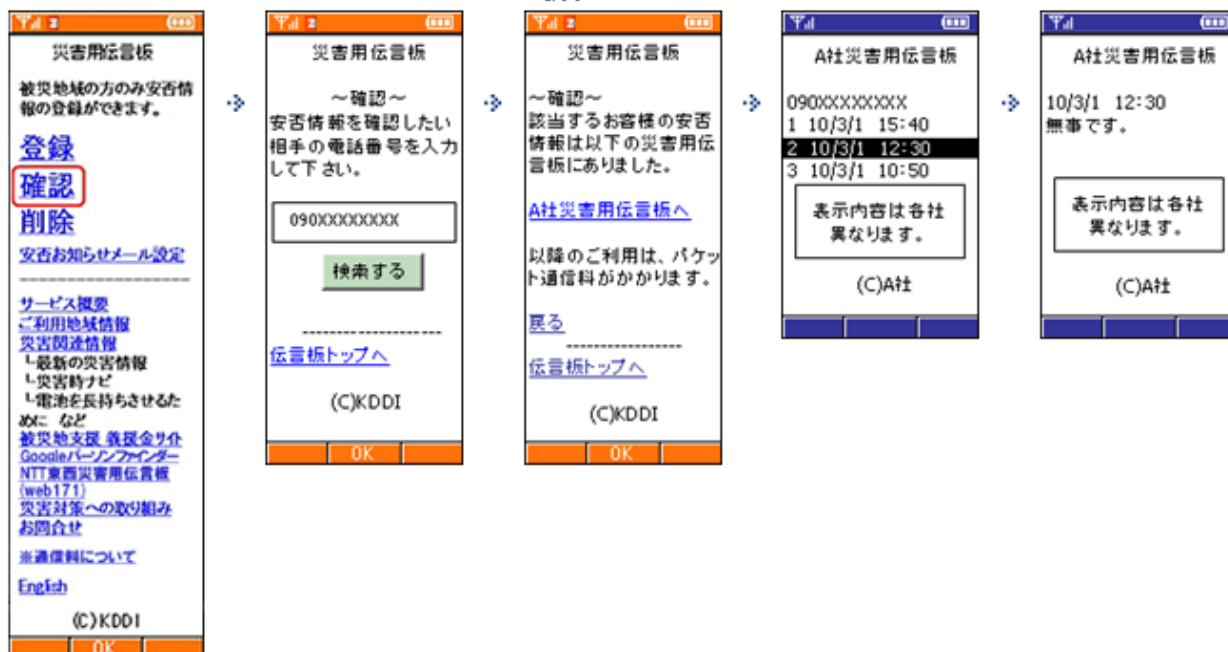
(3) 確認したい方がau電話以外をご利用の場合でも検索し、該当の事業者の災害用伝言板へのリンクが表示されるので、選択していただきます。

(4) 確認したい安否情報を選択していただきます。

(5) 該当事業者の災害用伝言板のメッセージが表示されます。

※他社の災害用伝言板に接続した場合は、パケット通信料がかかります。

※au電話の場合は、(3)の画面は表示されず、(4)の選択画面が表示されます。



2 NTTドコモ

(1) 安否情報の登録方法

本メッセージの登録方法(ファミリー割引グループ以外)

※本機能は、iモードご契約者で、且つ、登録可能エリアにいらっしゃるお客様のみご利用可能です。

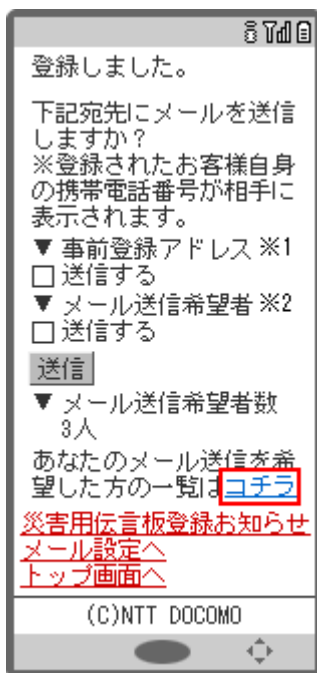


[1] 「iMenu」のトップに表示される「災害用伝言板」を選択

[2] 「災害用伝言板」の中の「安否の登録」を選択

[3] 現在の状態について「無事です。」などの4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入力

※状態を選ばずにコメントのみの利用や、状態を複数選択しての利用も可能



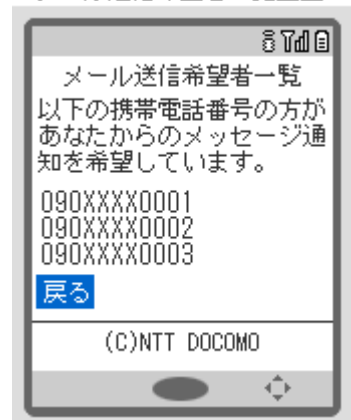
[4] 「登録」を押すと伝言板への登録が完了
登録通知メールを送信する場合は、「送信」を押す

※メッセージは1つの災害でのサービスを終了するまで保存され、10件登録することが可能

※1 事前に送信先メールアドレスを設定している場合にのみ表示される

※2 「登録お願いメール」を受信した場合に表示

メール送信希望者一覧画面

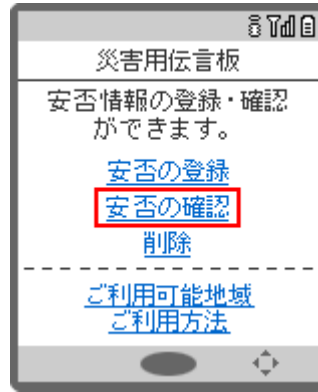


あなたからのメール送信を希望した方の一覧は「こちら」の「こちら」をクリックすると、メール送信希望者一覧が表示される

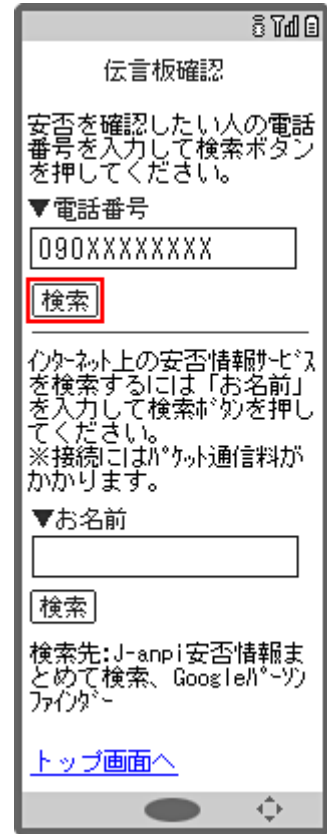
(2) 安否情報の確認方法



[1] 「iMenu」のトップに表示される「災害用伝言板」を選択

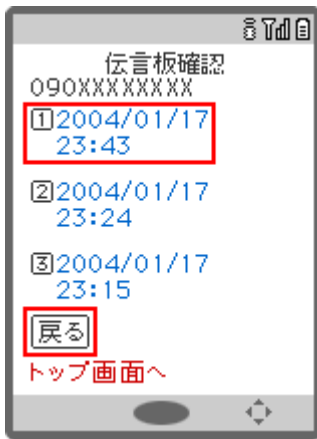


[2] 「災害用伝言板」の中の「安否の確認」を選択

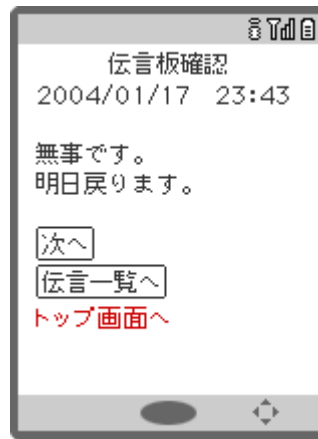


[3] 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力して検索ボタンを押す

(メッセージが登録されている場合)

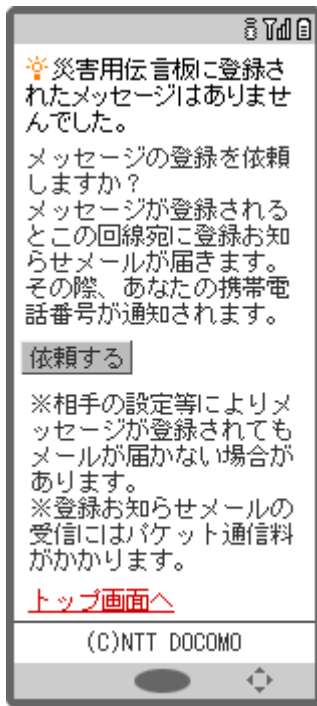


[4] ご覧になりたいメッセージを選択。



[5] 登録されている状態とコメントを閲覧

(メッセージが登録されていない場合)



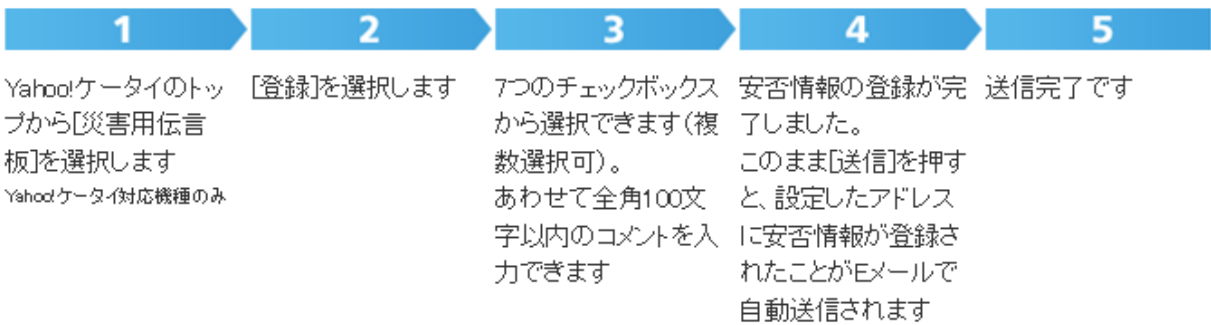
[4] メッセージの登録を依頼する場合は、「依頼する」を押す



[5] 設定完了。相手の設定などによりメッセージが登録されてもメールが届かない場合があります。

3 SoftBank

(1) 安否情報の登録方法 「登録」はYahoo!ケータイ対応端末からのみ操作可能。



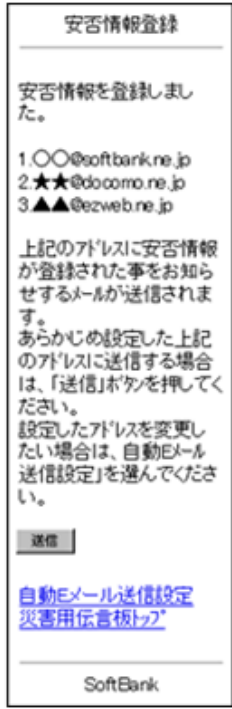
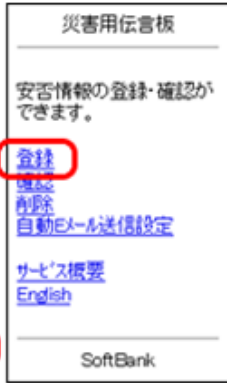
Yahoo!ケータイのトップから[災害用伝言板]を選択します
Yahoo!ケータイ対応機種のみ

[登録]を選択します

7つのチェックボックスから選択できます(複数選択可)。
あわせて全角100文字以内のコメントを入力できます

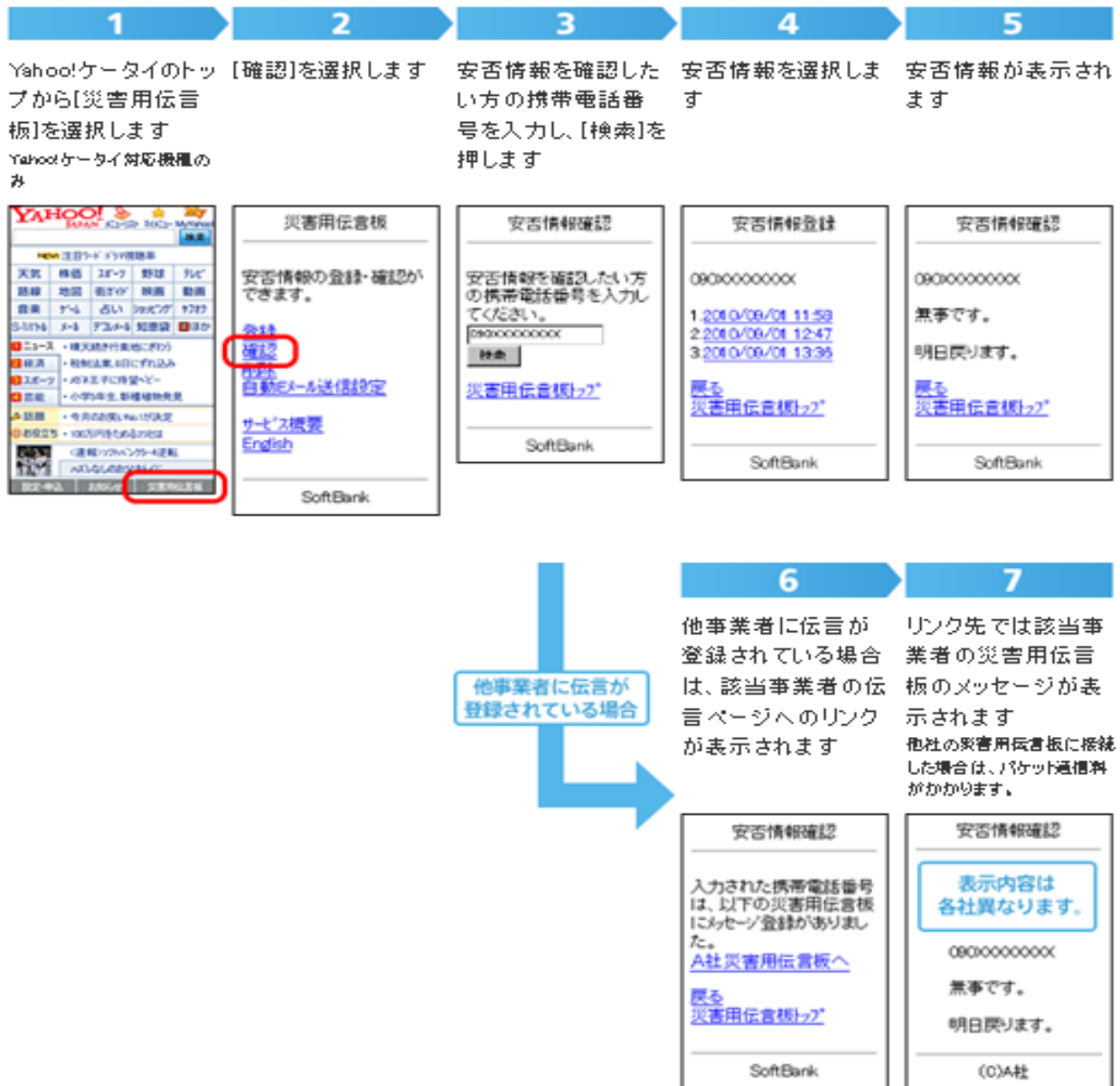
安否情報の登録が完了しました。
このまま[送信]を押すと、設定したアドレスに安否情報が登録されたことがメールで自動送信されます

送信完了です



(2) 安否情報の確認方法 Yahoo!ケータイからだけでなく、PCや他社携帯からも確認可能。

●下記画面は、Yahoo!ケータイから確認するときのもの



* ここでは、一般的な携帯電話での操作方法について記述しています。その他の機能及びスマートフォンでの操作方法については、各電話会社のHPをご覧ください。
 au by KDDI : <http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>
 docomo : <http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>
 softbank : <http://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/>
 Y! mobile : http://www.ymobile.jp/service/disaster_voice/smartphone/
 (各HPは平成28年5月31日現在です)

Yahoo!安否確認 操作マニュアル

利用者編

令和3年4月

神奈川県教育委員会
教育局総務室 総務グループ

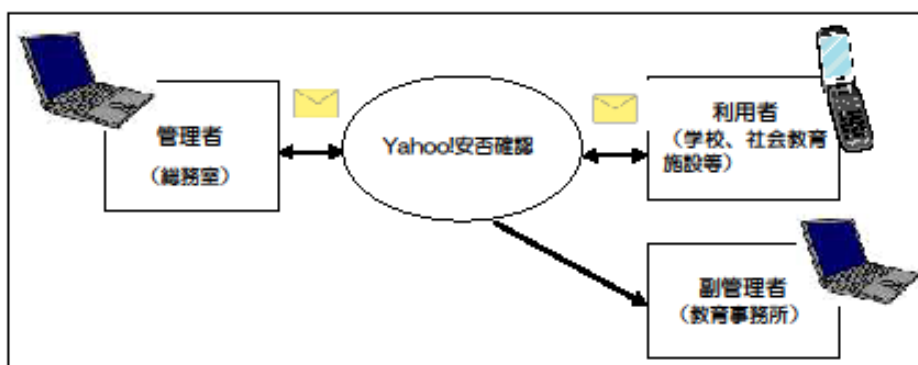
目次

1 システムの概要	1
2 メールを確認する・質問に回答する	2
3 注意事項	9

1 システムの概要

Yahoo!安否確認は、災害発生時等にメールにより安否確認や一斉通報を行えるようにヤフー株式が提供するサービスです。

教育委員会では、災害発生時等における学校との連絡手段を確保するため、令和3年度からサービスを利用することとしました。



管理者 .. 利用者の携帯電話へ一斉通報メールを送信します。また、メール送信・返信状況の確認・集計を行います。

副管理者 .. メール返信状況の確認・集計のみ行います。

利用者 .. 管理者からのメールを携帯電話で受信し、回答を送信することにより管理者への報告を行います。



- 1 ステータスバー
- 2 ウィジェット/アプリ
- 3 カスタマイズキー
カスタマイズキーに登録された機能が表示されます。

【携帯電話の初期画面イメージ】

【注意】 以下、携帯電話の画面イメージなどを示しながら説明しますが、実際のものと若干異なることがあります。

2 メールを確認する・質問に回答する

管理者から一斉通報のメールを送信します。

メールの質問に対する回答が完了するまで、利用者の携帯電話には一定時間おきにリマインドさせていただきます。

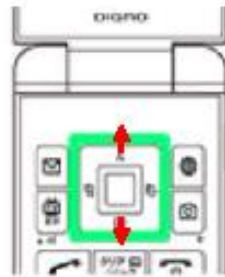
(1) メールが届くと着信音が鳴り、次のような画面となります。



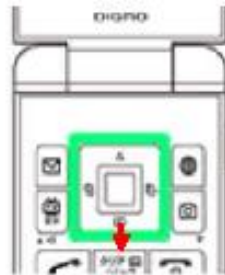
(2) 方向キーの真ん中（決定ボタン）を押すと、メールの画面が開きます。受信BOXが選択されている状態で、もう一度決定ボタンを押します。



- (3) 受信BOXが開くので、確認したいメールを上下の方向キーで選択して、決定ボタンを押します。



- (4) メールの内容が開き、下の方向キーを押すと文章が下へスクロールします。



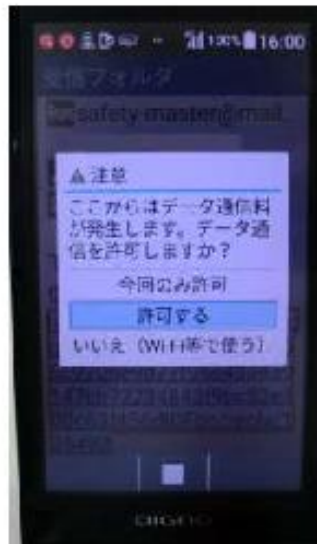
(5) 次のようなアドレスが表示されるので、選択して決定ボタンを押します。



(6) 「開く」を選択し、決定ボタンを押すと、接続します。



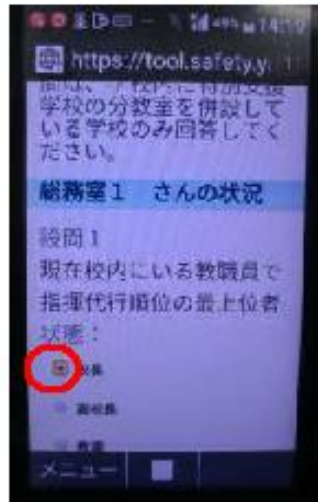
(7) 次のような画面が表示される場合があります。「許可する」を選択し、決定ボタンを押してください。



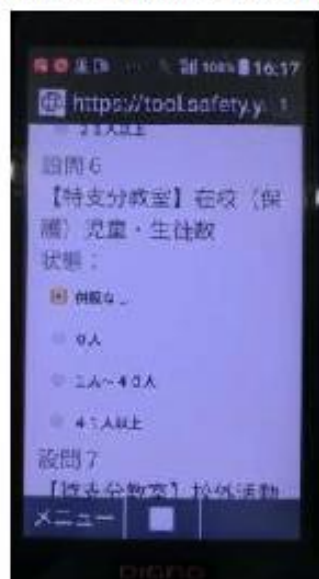
(8) 回答フォームの画面に移ります。下の方向キーを押すと下へスクロールし、順次【表題】【送信メッセージ】【登録者】【質問】…が表示されます。



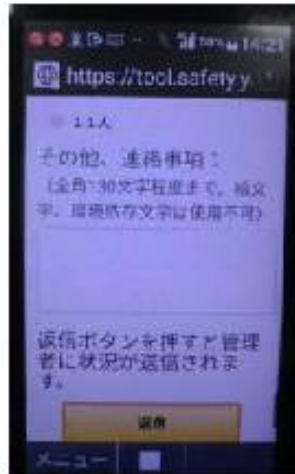
(9) 質問はすべて択一式（最大5択）ですので、該当するものを一つ選択し決定してください。決定されると、ラジオボタンに●（黒丸）が入ります。



※下のように【特支分教室】とある質問については、学校内に特別支援学校の分教室を併設している学校のみ回答してください。
(併設していない学校は「併設なし」を選択してください)

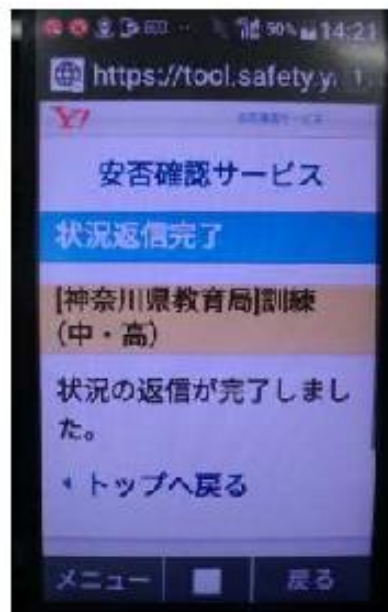


- (10) 質問がすべて終わると、最後に「返信」ボタンがあるので、選択し決定ボタンを押してください。



※コメント欄は文字を入力できる自由記入欄ですが、入力するよう指示がある場合を除き、入力を行わないでください。

- (11) この画面が表示されたら、送信完了です。



(12) 電源ボタンを1回押すと、終了確認が出るので「はい」を選択します。



メール一覧（(5)の画面）に戻るので、電源ボタンをもう1回押すと、初期画面に戻って、終了となります。



3 注意事項

(1) 携帯電話の取り扱い

ア 置き場所について

- 学校内の職員室副校長（又は教頭）机上などとし、常に教職員の目に届く場所としてください。
- 帰宅する際は、引き出しの中へ保管するなど紛失防止に努め、物品の適正管理をお願いします。
- 定時制課程を併設する学校では、課程間での引き継ぎ等を行ってください。

イ 充電について

- 携帯電話の充電が完了したら、充電器から外してください。
- 常に充電器と接続していると、放電/充電を繰り返すことで電池パックの寿命が短くなる恐れがあります。

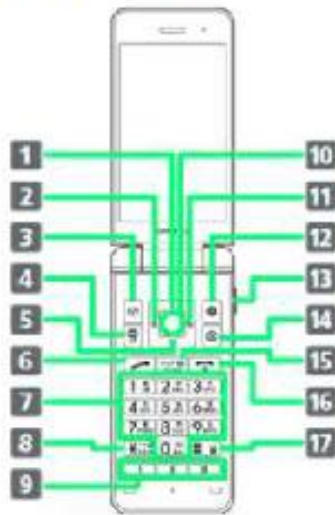
ウ 使用について

- 携帯電話の使用は、本来の目的である「Yahoo!安否確認」及び非常時の電話連絡専用とし、災害時の緊急連絡のみ（訓練を含む）としてください。
- 携帯電話料金は、総務室にて毎月一括で支払をしますが、一定の基準額を超過した部分については、当該学校の維持管理費の引き上げ等で調整させていただく場合があります。
※ 通話料無料で、またデータ通信は月ごとの限度を超えた場合、低速通信になるので、通常であれば超過することはありません。
- インターネットに接続可能ですが、セキュリティ等を考慮し、目的外の使用は控えてください。

(2) その他

- 本マニュアルは今後改訂し、必要な情報を追加等する予定です。
- その他の不明点やお気づきの点については、総務室総務グループまでご連絡ください。

<参考> ボタン操作



- 9 (ホームキー) あらかじめ登録したある機能を起動、履歴一覧画面の表示 (長押し)、通知パネルを表示 (長押し)
- 10 (センターキー) メインメニューを表示、クローズポジション時の「**Power**」(サイドキー) 操作のロック/解除 (長押し)
- 11 (マルチガイド上キー) 発信履歴を表示
- 12 (マルチガイド下キー) ブラウザを起動、ブラウザメニューを表示 (長押し)
- 13 (マナーモード) マナーモードメニューの起動、マナーモードの設定/解除 (長押し)
- 14 (カメラキー) カメラ (ヒアオ) を起動、データフォルダを起動 (長押し)
- 15 (クリア/バックキー) 履歴予約リストを表示、履歴予約録のON/OFF (長押し)

- 1 (マルチガイド上キー) 特定画面の項目選択カーソルを表示
- 2 (マルチガイド下キー) 発信履歴を表示
- 3 (ホームキー) メールメニューを表示、Sメール作成画面を表示 (長押し)

- 4 (TV/文字キー) TV (ワンセグ) を起動、簡易ライトを点灯 (長押し)

- 5 (マルチガイド下キー) 電話帳一覧を表示、電話帳の新規登録 (長押し)

- 6 (開始キー) すぐリンクを起動、ゲーム通信を起動 (長押し)

- 7 (ダイヤルキー) 電話番号入力、すぐ文字を起動¹⁾、電話帳検索 (長押し)

- 8 (★キー) 「★」を入力、すぐ文字を起動¹⁾、履歴アクセス番号を入力 (長押し)

- 16 (電源/終了キー) 特定画面の情報の表示/非表示、電源OFFの確認画面を表示 (長押し)

- 17 (メモキー) 「#」を入力、すぐ文字を起動¹⁾、Bluetooth[®]のON/OFF (長押し)

1 設定が有効のときに動作します。

災害用公用携帯電話（Yahoo!安否確認）による臨時休業等調査方法

1 趣 旨

台風や積雪などによる各学校の臨時休業や授業時間の変更の措置状況、施設及び人的被害等（以下「臨時休業等」という。）について、速やかに教育局で把握するとともに、全校の状況を各校にフィードバックすることにより、情報の共有化を図る。また、教育局においては、文部科学省への報告やマスコミの取材対応などのニーズ、人的・物的被害への迅速な対応に調査結果を活用する。

2 臨時休業等調査の基本的な流れ（台風や積雪などにより臨時休業等が予想される場合）

◆ 悪天候前日

○必要があれば、午前中に臨時休業等調査を予告し、16時を目安に翌日の対応について調査する場合あり。

◆ 悪天候当日

- ① 原則として9時、13時、16時に、教育局総務室から災害用公用携帯電話（Yahoo!安否確認）による調査を実施。調査項目については別添のとおり。
- ② 調査開始後、**おおむね20分後**に、教育局総務室で調査結果をまとめ、高校教育課、特別支援教育課、教育施設課に全校の回答状況を「**第1報**」として伝達する。
- ③ 必要に応じて、教育局所管課から各校に電話等により状況の問い合わせを実施する。また、各校からも、教育局に詳細情報を報告する必要がある場合には別途所管課へ報告する。
- ④ 全校の情報が集まり次第「**確定報**」として伝達する。

《調査実施のイメージ》

悪天候のピークを迎える時間帯	事前予告	悪天候前日	悪天候当日		
		16時	9時	13時	16時
朝	前日 (AM)	実施	実施	実施	—
昼	前日	—	実施	実施	実施
夜	前日	—	—	実施	実施

3 注意事項

- ※ 原則として、土日、祝日、学校の休業日及び一部の地域の限定的な事象、一部電車の遅延などは調査を実施しない。
- ※ 上記にかかわらず、実施する必要があると総務室長が判断した場合には、予告なしに災害用公用携帯電話（Yahoo!安否確認）による情報収集を行う場合もある。
- ※ 実際に臨時休業を実施した場合には、規定の教育長あて報告様式により、高校教育課または特別支援教育課に報告する。また、物的被害については教育施設課に報告する。

(別添) 調査項目

中・高向け

件 名 臨時休業等状況 (中・高)

本 文 以下の各質問につき、該当するものを一つ選択して回答してください。

※注意※

横浜修悠館（通信制）及び明朋、相模向陽館（昼間定時制）の臨時休業等については、
[全日制の状況] に回答してください。

質 問 [現在校内にいる教職員で指揮代行順位の最上位者]

・校長 ・副校長 ・教頭 ・事務長 ・その他

[全日制の状況]

・臨時休業 ・自宅待機 ・始業繰下げ ・通常どおり ・調整中

[定時制（夜間）の状況]

・設置なし ・臨時休業 ・始業繰下げ/終業繰上げ ・通常どおり ・調整中

[建物等被害] 「あり」の場合はコメント欄に詳細を記入できます

・あり ・なし ・調査中

[人的被害] 「あり」の場合はコメント欄に詳細を記入できます

・あり ・なし ・調査中

特支向け

件 名 臨時休業等状況 (特)

本 文 以下の各質問につき、該当するものを一つ選択して回答してください。

質 問 [現在校内にいる教職員で指揮代行順位の最上位者]

・校長 ・副校長 ・教頭 ・事務長 ・その他

[本校の状況]

・臨時休業 ・自宅待機 ・始業繰下げ ・通常どおり ・調整中

[分教室の状況]

・設置なし ・臨時休業 ・始業繰下げ ・通常どおり ・調整中

[建物等被害] 「あり」の場合はコメント欄に詳細を記入できます

・あり ・なし ・調査中

[人的被害] 「あり」の場合はコメント欄に詳細を記入できます

・あり ・なし ・調査中

県災害対策本部教育部の組織及び分担業務
(令和5年4月)

災害対策本部（地震発生時）

本部長 知事

副本部長 副知事

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
教育部	部長 教育長 副部長 教育局長 部付 教育局副局長 教育参事監(学校教育担当) 教育局総務室長 行政部長 インクルーシブ教育推進担当部長 指導部長 支援部長 生涯学習部長	教育情報班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 ICT推進担当課長 県立高校改革担当課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 こと。 2 部内職員の動員に関する事 こと。 3 部内関係施設等の被害情報の取りまとめに 関する事 こと。 4 文教関係災害記録の作成に関する事 こと。 5 教育広報に関する事 こと。
		教育行政班	班長 行政課長	公印等の点検・搬出に関する事 こと。
		教育財務班	班長 財務課長 班付 教育施設課長	1 避難所、広域応援活動拠点の開設及び施 設の応急修繕等に関する事 こと。 2 公立学校等の被害調査に関する事 こと。 3 文教関係の義援金品の受付配分に関する事 こと。
		教育人事班	班長 参事兼教職員人事課長 班付 教職員企画課長 県立学校人事担当課長	応急教育に必要な教職員の確保に関する事 こと。
		教育厚生班	班長 厚生課長	被災職員の調査及び被災給付に関する事 こと。
		教育指導班	班長 高校教育課長 班付 高校教育企画担当課長	1 生徒の登下校時における安全確保に関する 事 こと。 2 被災生徒に対する教科書その他学用品の 給与に関する事 こと。 3 応急教育に関する事 こと。
		支援教育班	班長 子ども教育支援課長 班付 インクルーシブ教育推進 課長 学校支援課長 特別支援教育課長	1 児童生徒の登下校時における安全確保に 関する事 こと。 2 被災児童生徒に対する教科書その他学用 品の給与に関する事 こと。 3 応急教育に関する事 こと。
		学校保健班	班長 保健体育課長	1 県立学校における児童生徒の健康状況の 把握及び感染症対策 2 被災時における児童生徒に対する学校給食 に関する事 こと。
		生涯学習・文化遺 産班	班長 生涯学習課長 班付 文化遺産課長	1 社会教育施設の被害調査に関する事 こと。 2 文化財の保護及び応急対策に関する事 こと。

(参考) 配備編成計画策定要領(くらし安全防災局)より抜粋
勤務時間外・休日発災時における職員配備基準

勤務時間外・休日発災時における職員配備について

本部	作業手順	職員配備の有無					地域 県政 総合C	配備内容					
		くらし安全 防災局 (総務室・ 本庁各課)	各局										
			総務 室等	本庁 各課	出先 機関								
未 設 置	警戒要員の 配備	当番班 1個班	—	—	—	○	各地域県政総合センターは、管内で気象警報が発表された場合等に 参集する警戒要員について2～3名程度配備する。						
	第1次応急 要員の配備	当番班 3個班	○	○	○	○	各局の第1次応急要員は、職員を2～3名程度配備する。						
							各局は、自己所属に速やかに参集可能な職員(概ね徒歩2時間以 内)及び自己所属の災害対策業務を把握する職員を中心に第1次応急 要員に配備する。						
							各局の本部連絡員は、必ず第1次応急要員とする。						
第2次応急 要員の配備	全職員	○	○	○	○	各地域県政総合センターは、管内で震度5弱又は管内で津波警報が 発表された場合に参集する第1次応急要員について2～3名程度配備 する。 各局及び各地域県政総合センターは、自己所属に速やかに参集可 能な職員(概ね徒歩2時間以内)及び自己所属の災害対策業務を把握 する職員を中心に第2次応急要員に配備する。 災害時の所属の業務が被害状況の把握及び連絡調整のみ想定され る場合には、自己所属職員の10%程度を配備し、これ以外に業務が想 定される場合には、これに対応する人員を配備する。 交通機関の途絶があっても必要人数を確保できるように余裕を持った 配備規模とする(第1次本部要員も同様)。 各局は、所属する職員の経験等を考慮して同一局の他の所属に配備 することができる。							
設 置	第1次本部 要員の配備	全職員	○	○	○	○	各局及び各地域県政総合センターは、災害対策業務を行う職員を第1 次本部要員に配備する。 各局は、所属する職員の経験等を考慮して同一局の他の所属に配備 することができる。 災害対策本部員(各局長等)は災害対策本部会議に出席する必要が あることから、原則として第1次本部要員とする。 各地域県政総合センターは、所属する職員の経験等を考慮して管内 の広域防災活動備蓄拠点、広域防災活動拠点及び市町村に配備する ことができる。						
							第2次本部 要員の配備	全職員	○	○	○	○	各局及び各地域県政総合センターは、これまで配備されていない職員 を別表1-3「居住地区別参集機関一覧」を参考に自己所属又は各応援 参集機関に配備する。 ただし、安全防災局、県土整備局、企業局及び教育委員会(学校)は原 則として応援参集職員を指定しない。 各局は、所属する職員の経験等を考慮して同一局の他の所属に配備 することができる。 各局は、別表4で定める「応援参集職員の基準人員」を満たす応援 参集職員を指定するように調整する。 各地域県政総合センターは、職員(他局等の応援参集職員を含む)の 経験等を考慮して管内の広域防災活動備蓄拠点、広域防災活動拠点 及び市町村に配備することができる。

※ 応援参集は、第2次本部体制の時に限る。(応援職員は第2次本部要員となる。)

※ 参集時間は、概ね2kmを1時間で計算する。

※ 原則として配備編成計画の対象は常勤職員とする。

※ 家庭の事情等により発災時の緊急参集に不安を抱えている職員は、原則として自己所属へ参集する第2次本部要員に配備する。

○ 避難所マニュアル策定指針等について

1 避難所マニュアル策定指針

神奈川県ホームページに掲載しています。

「避難所マニュアル策定指針」（神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課）

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62623/202212_hinanjyo_manual_shishin.pdf

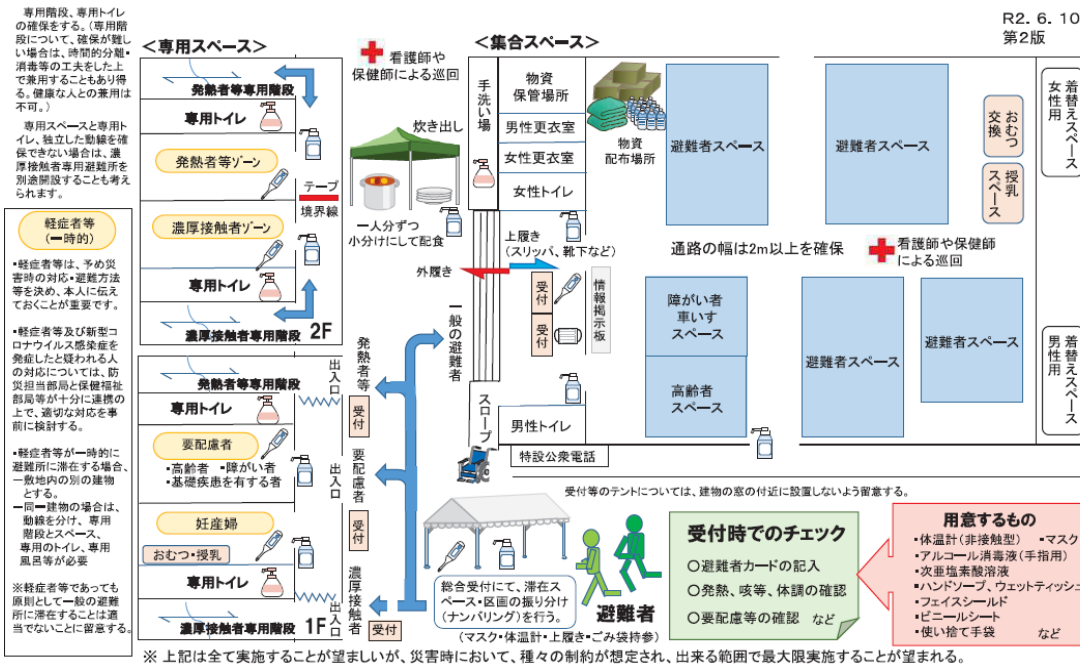
2 新型コロナウイルス感染症の類型変更

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症になりました。

基本的感染症対策の実施に当たっては、感染対策の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、感染対策に取り組んでください。（厚生労働省 HP より）

（参考）感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」のときの、国が示していた新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト例（R2.6）

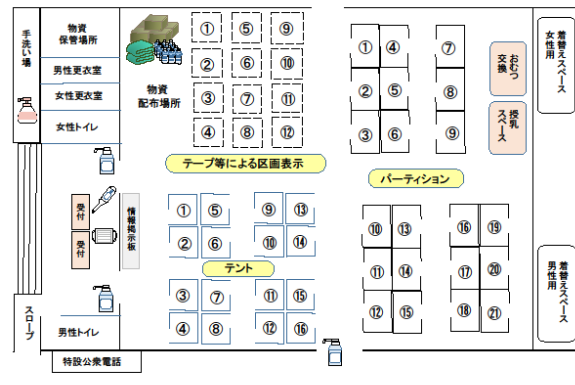
新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉



健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

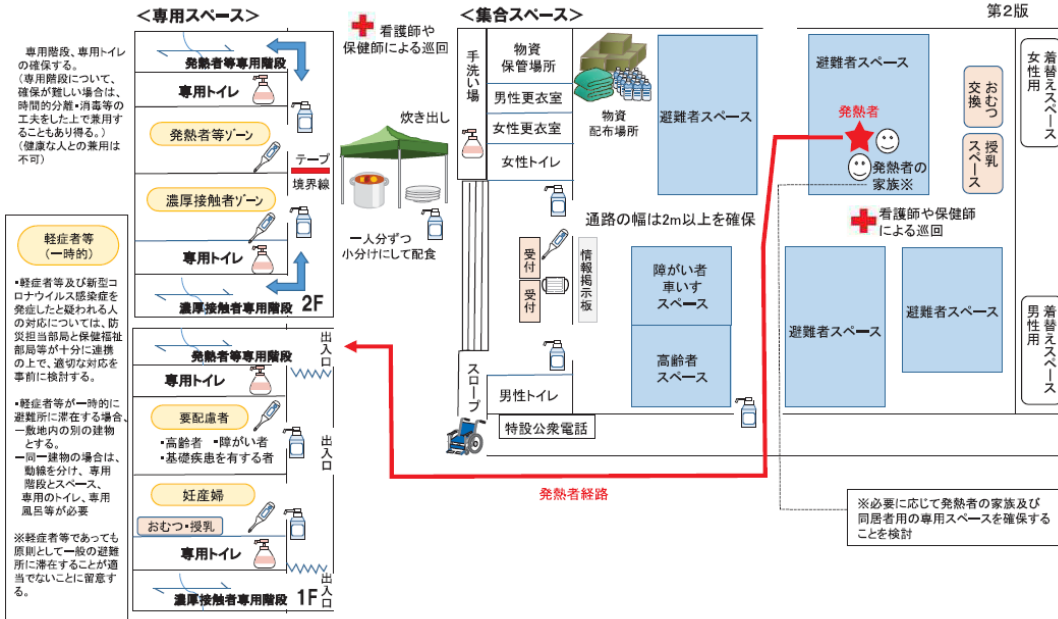
R2. 6. 10
第2版

●テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているの分かるように管理する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2.6.10
第2版

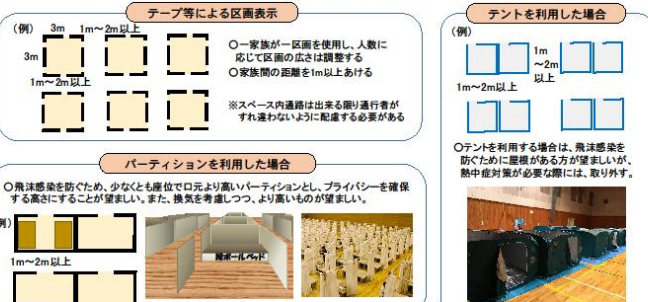


※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2.6.10
第2版

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

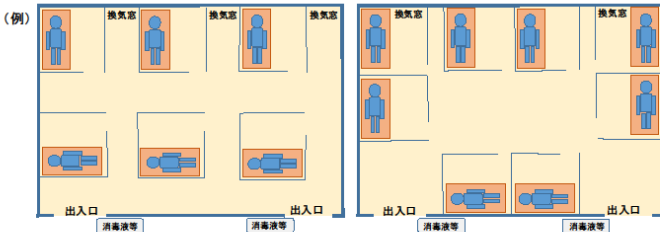


※人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを要請して通じていただくことが望ましい。
 ※避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
 ※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2.6.10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
 ※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人種に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を検討しつつ、より高いものが望ましい。
 ※軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
 ※感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
 (例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)
 ※発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。
 ※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

【津波関係】

津波警報・注意報、津波情報、津波予報について

出典：気象庁HP (<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>)

平成 25 年 8 月 30 日から、大津波警報を「特別警報」に位置付けて運用しています。

1 津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約 3 分（一部の地震（※）については最速 2 分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が 8 を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合。	10 m 超 (10 m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10 m (5 m < 予想高さ ≤ 10 m)		
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合。	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

津波警報・注意報と避難のポイント

- 震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難しましょう。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

津波フラッグ

令和2年6月から海水浴場等で「津波フラッグ」により津波警報等が発表されたことをお知らせする取組が始まりました。海岸付近で津波フラッグを見かけたら、速やかに避難を開始してください。（津波フラッグは、長方形を4分割した赤と白の格子デザインです。）



津波発生時における 避難確保計画作成の手引きについて

▶津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画の作成について

都道府県知事

津波浸水想定を踏まえて、津波災害警戒区域を指定

※徳島県では、平成25年11月に区域指定(案)を公表。
静岡県では、平成26年2月に区域指定に向けた検討会を開催。

市町村長

津波災害警戒区域内の地下街等、要配慮者利用施設の名称と所在地を、市町村地域防災計画に定める。

事業者

- ◆避難確保計画の作成、公表
 - 防災体制に関する事項
 - 利用者の避難の誘導に関する事項
 - 避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- 作成した計画は、市町村長に報告

支援

避難確保計画作成の手引き

- 地下街等
- 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)

避難確保計画作成の手引きのポイント

- ◆近地津波と遠地津波といった津波到達時間の違いを踏まえ、**避難誘導等の活動可能時間を判断し、防災体制を検討。**
- ◆夜間や休日における従業員の非常参集ルートを津波を避けた設定とすることや、ライフジャケットを着用する等、**従業員の安全確保に配慮。**
- ◆独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など**利用者の移動能力に応じて、搬送具等の資器材の活用を検討。**
- ◆避難場所までの避難が困難な場合、対象施設や近隣施設の上層階を一時避難場所として設定し、照明等の**最低限必要な資器材の準備の必要性を記載。**
- ◆入院者家族への連絡方法を事前に調整することや、避難場所・避難経路を施設内に掲示する等、**事前準備の必要性を記載。**
- ◆既に、消防計画や洪水時の避難確保計画等を定めている場合は、**既存の計画に本手引きの項目を追加することでも対応可能な旨を記載。**

▶各種手引きは、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

津波 : http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/

洪水 : <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/>

【大規模地震関係】

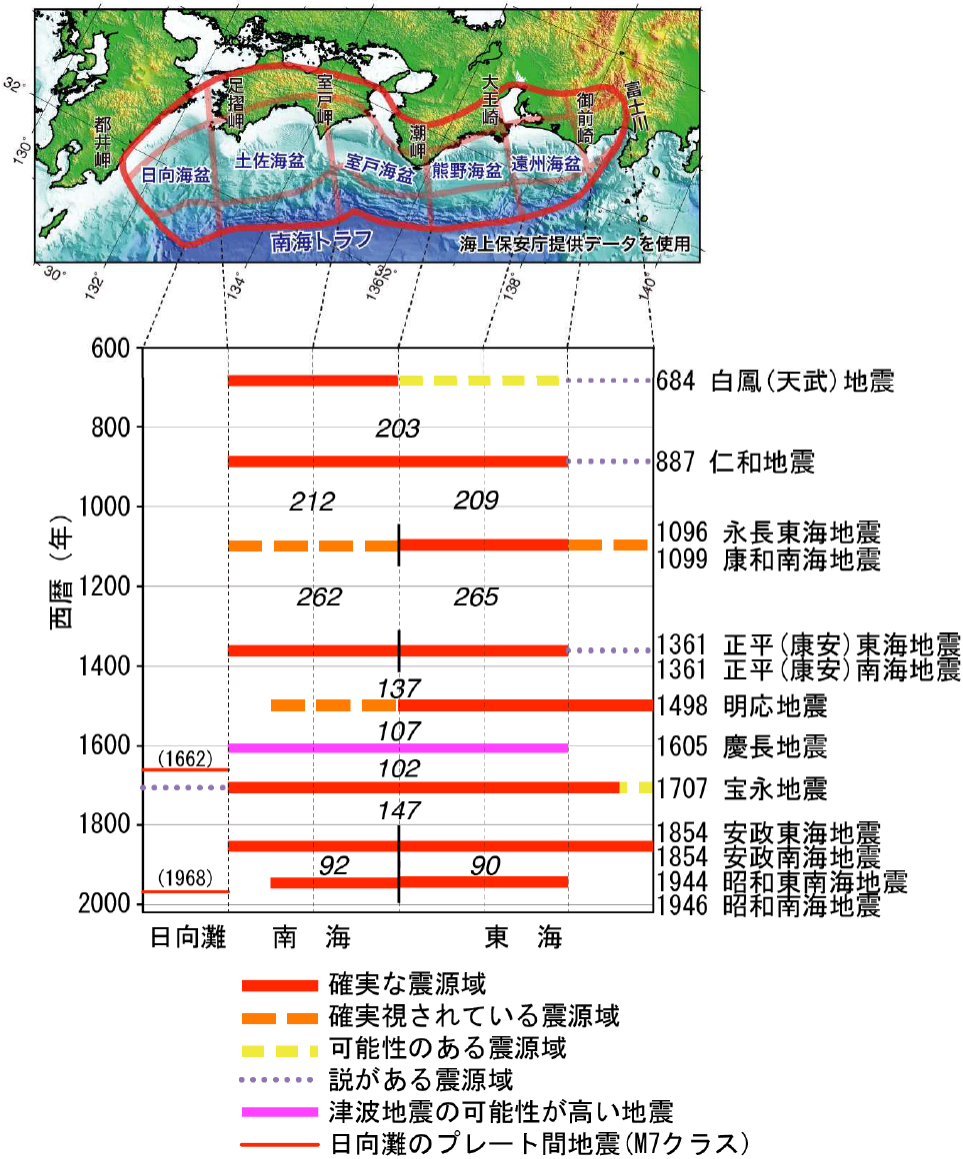
南海トラフ地震について

南海トラフ地震とは

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。

この南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震が「南海トラフ地震」です。南海トラフ地震は、おおむね100～150年間隔で繰り返し発生していますが、その発生間隔にはばらつきがあり、震源域の広がり方には多様性があることが知られています。

昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まっています。



南海トラフ沿いで過去に発生した大規模地震の震源域の時空間分布

「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」(地震調査研究推進本部)

出典 気象庁HP <http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/nteq.html>

○ 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて、以下の2種類の情報名で発表されます。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表されます。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

<気象庁HPより抜粋>

南海トラフ地震防災対策推進地域（県内）

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」により、内閣総理大臣は、地震防災対策を推進する必要がある地域を「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定しています。

現在、神奈川県では「南海トラフ地震防災対策推進地域」として、**27**市町が指定されています。

○南海トラフ地震防災対策推進地域（27市町）

横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町

南海トラフ地震津波対策特別強化地域（県内）

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定しています。

現在、神奈川県では「南海トラフ地震津波対策強化地域（特別強化地域）」として、**13**市町が指定されています。

○南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（13市町）

横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町

（参考）「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された際の神奈川県の体制

気象庁が発表する情報	県の配備体制
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	【通常体制】 ・情報収集をする。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	【災害対策本部体制（第一次）】 ・総理指示を市町村等へ伝達を行う。 ・知事メッセージを速やかに発出する。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	【応急体制（第一次）】 ・危機管理対策会議（執務時間外は同会幹事会）を開催し、情報共有とともに今後の対応を検討する。 ・知事メッセージを速やかに発出する。 ・巨大地震警戒の続報として発表された場合は、災害対策本部体制を維持する。
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	【体制解除（通常体制）】 ・災害対応が終了している場合。

通学路等のブロック塀の確認について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

地震による揺れを感じたら、ブロック塀や自動販売機等の落下物や転倒物などにも注意が必要です。ブロック塀や石塀は、周りにたくさん設置されています。これらの塀は、見かけはしっかりしているようでも、肝心の鉄筋が正しくはいっていないものや、塀の強度を保つための控え壁が設けられていないものなど、耐震性に欠けているものがたくさんあります。既存の塀、外壁等が危険かどうかを日頃から児童・生徒に周知等を行い確認しておくことが大切です。

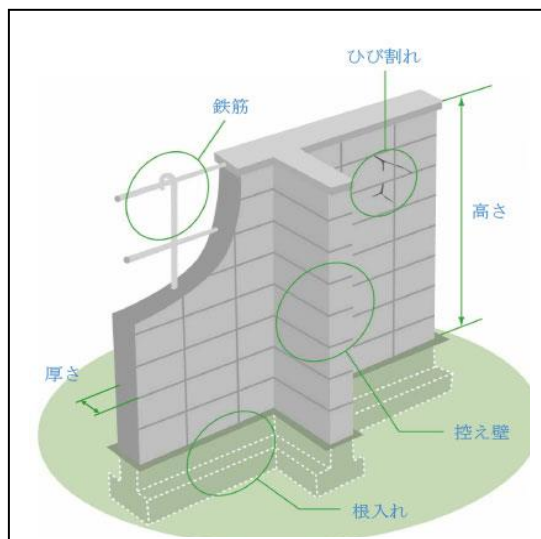
ブロック塀等の点検

児童・生徒が主に使用する道路・路地及び避難経路等にあるブロック塀等について、以下の項目を点検する。

ブロック塀

<外観に基づく点検>

- 1 塀は高すぎないか
塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2 塀の厚さは十分か
塀の厚さは10cm以上か。
(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4 基礎があるか
コンクリートの基礎があるか。
- 5 塀は健全か
塀に傾き、ひび割れはないか。



組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

<外観に基づく点検>

- 1 塀は高すぎないか
塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2 塀の厚さは十分か。
壁頂までの距離の1/10以上か。
- 3 壁の控えがあるか。
塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4 基礎があるか。
コンクリートの基礎があるか。
- 5 塀は健全か。
塀に傾き、ひび割れはないか。